

# 県農政課「かごしまの食ウェブサイト」への広告掲載に係る仕様書

- 1 広告を表示するホームページ  
県農政課「かごしまの食ウェブサイト」(<https://www.kagoshima-shoku.com/>)  
トップページ月間平均アクセス数 約2万2千件（平成28年度実績）
- 2 広告の種類  
バナー広告
- 3 広告の枠数  
8枠（1広告主につき1枠とする）
- 4 広告の位置  
鹿児島県農政課「かごしまの食ウェブサイト」(<https://www.kagoshima-shoku.com/>)  
トップページの最下部に2段4列  
※アクセスの都度、表示される位置がランダムに変わります。  
※契約状況によって、段数及び1段に表示する列数は変わります。  
※スマートフォン等の場合は、最下段に表示されます。
- 5 広告の規格
  - (1) 大きさ 高さ60ピクセル・幅180ピクセル（1枠）
  - (2) 形式 GIF, JPEG
  - (3) データ容量 8KB以下（1枠）
  - (4) アニメーション 使用しない
  - (5) 解像度 72dpi
  - (6) 画像のALT属性テキスト
    - ① 「広告：」で始めること。
    - ② 広告主の企業名・団体名を含めること。
    - ③ 「広告：」と企業名・団体名を除き全半角問わず30文字以内。
    - ④ 機種依存文字、半角カタカナ等一部の文字は使用できない。
- 6 広告の禁止表現
  - (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれのあるもの  
（例）「閉じる」、「キャンセル」、「×」等の表現  
「警告」、「注意」等のアラートマーク等の表現  
ラジオボタン等選択が可能であるような誤解を与えるもの  
リンク先がソフトウェア等のダウンロード画面である 等

- (2) 実際には機能しないもの
  - (例) 入力できるように見えるテキストボックス
  - 下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー 等
- (3) 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれのあるもの
  - (例) 県農政課「かごしまの食ウェブサイト」のコンテンツの一部であるかのような表現
- (4) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

## 7 広告の提出

### (1) 提出期限

原則として掲載開始日の 2 週間前までに農政課へ提出し、県の承認を受けること。

### (2) 提出方法

電子メールでの提出を原則とするが、CD-R での提出も可能とする。

### (3) 提出先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

農政部農政課流通企画係

電子メールアドレス [ryu-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:ryu-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp)

## 8 その他

- (1) 県農政課「かごしまの食ウェブサイト」への掲載（表示）は農政課が行うものとする。
- (2) 広告画像、リンク先等を変更する場合には、原則として掲載開始日の 2 週間前までに農政課へ提出し、県の承認を受けること。
- (3) 広告は、原則として、広告掲載開始日の午前 0 時から午前 1 時までに掲載し、広告掲載終了日の翌日午前 0 時から午前 1 時までに削除するものとする。
- (4) 携帯端末からの閲覧や、ユーザーのブラウザ設定等の環境によっては、広告が正しく表示されない場合がある。
- (5) 定期メンテナンスや臨時メンテナンスで県農政課「かごしまの食ウェブサイト」の公開を停止する場合がある。